

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量、UAVレーザ計測及び数値図化）
- 二 測量の地域 十津川村上野地地先から十津川村宇宮原地先まで
- 三 測量の期間 令和四年九月六日から同年十二月二十日まで